

## 町職員を募集します

職種、採用人数

- ①一般事務 若干名
- ②土木技師 2名
- ③保育士 1名

※②および③は、各職種の専門知識を活かした事務に従事しますが、一般行政事務に従事することもあります。

受験資格

- ①平成5年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた方。
- ②・昭和63年4月2日以降に生まれた方。
  - ・高等学校以上の学校において土木に関する専門課程を専攻して卒業した方（卒業見込みの方を含む）、または1・2級土木施工管理技士の資格を有する方。
- ③平成5年4月2日以降に生まれた方で保育士資格を有するか、令和6年3月末までに取得見込みの方
- ①②③共通 ・日本国籍を有する方。
  - ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

期間 7月7日(金)～7月28日(金)(土、日、祝日を除く。)

試験日 ・一次試験 9月17日(日)  
 ・二次試験 (一次試験合格者を対象) 10月中旬を予定

☎総務課 庶務担当  
 ☎内線211



▲募集内容

## 広報おごせ配信中



行政情報アプリ「マチイロ」で広報おごせを配信しています。越生町からのお知らせをアプリを通じてスマートフォンやタブレットにてお届けします。ぜひご利用ください。

☎総務課 地域支援・防災安全担当  
 ☎内線217

## ごだいそん 「五大尊花木墓苑」 現地見学会を開催します

越生町営樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」は、墓石を設けず、つつじ1本ごとの区画に遺骨を埋蔵し、できる限り自然なまま土に還る「自然葬」という新しい供養の形を実現した墓苑です。

つきましては、現地見学会を行いますので、お墓をご検討されている方は、是非ご参加ください。

日時 6月18日(日) 午前10時～午後3時

場所 越生町営樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」  
 (埼玉県入間郡越生町黒岩336)

申込み 不要、荒天時中止

参加費 無料

※直接現地にお越しください。(専用駐車場有)

☎まちづくり整備課 環境管理担当

☎内線156・157

## 国民年金の加入手続きはお済みですか

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務付けられています。加入者は職業などによって3つの被保険者区分に分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで区分に変更がある場合は、手続きが必要です。  
 ～公的年金の加入者は3種類～

### ●第1号被保険者

自営業や農業を営む方とその配偶者、学生、アルバイトの方など

加入手続 役場の町民課窓口で行います  
 保険料 月額16,520円(令和5年度)  
 納付方法 ①納付書で金融機関やコンビニエンスストアで納める、②口座振替で納める、③クレジットカードで納める、④インターネットで納める(電子納付)

### ●第2号被保険者

会社員や公務員など厚生年金や共済組合等に加入している方

加入手続 勤務先で行います  
 保険料 給与から天引きされます

### ●第3号被保険者

厚生年金や共済組合等に加入している方に扶養されている配偶者

加入手続 配偶者の勤務先で行います  
 保険料 配偶者の加入する厚生年金等の制度全体が負担しますので、保険料を納める必要はありません

☎川越年金事務所 ☎242-2657  
 ☎町民課 国保年金担当 ☎内線121・122・123

## 児童手当制度について

対象 中学校卒業までの児童を養育している父母等のうち、主に生計を維持している方。父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方を優先的に支給します

児童の年齢	【児童手当】	【特例給付】 所得制限限度額超過	所得上限限度額超過
3歳未満※1	15,000円	5,000円	支給なし
3歳以上 小学校修了前	10,000円 第3子以降※2は15,000円		
中学生	10,000円		

※1:3歳になった月まで、※2:18歳の年度末までのお子さんから数えて3番目以降。

※所得制限及び所得上限限度額は町のホームページをご覧ください。

支給時期 6月、10月、2月の5日に、各支給月前4か月分を支給します。

### 申請について

新規申請…第1子を出生した方、町外から転入した方、新たに受給資格が発生した方等  
 持ち物 請求者(支給対象者)と配偶者の個人番号がわかるもの、請求者名義の振込口座がわかるもの、請求者の健康保険証の写し(3歳未満の子どもがいる方のみ)

額改定…児童手当を受給している家庭で第2子以降が出生した方等

消滅…町外に転出する方、公務員になった方等

その他…養育する児童の養育状況が変わった方(婚姻、離婚、別居、施設入所など)等

※原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

### 現況届について

児童の養育状況が変わっていない方は、下記に該当する方を除き、令和4年度から現況届の提出が不要となりました。提出が必要な方には通知します。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方(別居監護等)

☎子育て支援課 子ども担当

☎内線161

**廃車引取り無料!!**  
 事故車・不動車でも買取り出来る場合もあります!

**【G.K】ガレージ KANAMORI**

新車/中古車販売 車検 板金 修理 保険



車買取出張査定にお伺いします!!

車のことなら何でも  
お気軽にお問い合わせ下さい!!  
 毛呂山町毛呂本郷1364-1  
**TEL 049-294-5744**  
 携帯電話 090-1690-7744

## ガラス修理

断熱・防音・ガラス・サッシ  
 創業47年の実績と信頼

**石井ガラス工業**  
**TEL:292-4451**



(駅徒歩3分)  
 越生 992-2

広告